別　紙

借入機器保守仕様

1　設置場所

福島県立福島高等学校　情報処理室

2　機器の設置・調整について

・福島県立福島高等学校担当者と打ち合わせの上、設置完了までの日程調整を行うこと。

・機器の設置・調整は、専門の技術者が行うこと。

・機器の設置に当たっては、設置場所の状況に応じて耐震対策を施すこと。

・各機器・各システムが正常に動作するまでのインストール作業・ソフトウェア調整作業・プログラム移行作業・データ移行作業を行なうこと。

・搬入、据付、配線（電源系を含む）及び調整等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

3　保守・支援要件について

契約期間中において、以下の要件を満たすこと。

(1)　ハード保守体制

ア　障害に関する受付について、平日の８時３０分から１６時３０分まで対応できる体制が整っていること。

イ　障害発生から２４時間以内に応急復旧を施し、７２時間以内に完全復旧させること。また、要望があった場合は、代替品の提供を行なうこと。

(2)　保守サービスについて

ア　本システムを構成する全てのハードウェアについて、６年間の保守サービスを提供すること。

イ　福島県立福島高等学校担当者と打ち合わせの上、年１回以上の定期点検を実施すること。

(3)　教育・研修要件

機器設置完了後、福島県立福島高等学校担当者と打ち合わせの上、２日以上のハードウェア及びソフトウェアに関する操作研修を実施すること。また、その後の技術的要望に対しても援助支援すること。

4　成果品の提出

設置完了後、以下の書類を提出すること。

・ネットワーク接続図

・各機器環境設定書

・運用・操作手引書

・保守体制・定期点検保守項目・保守スケジュール・緊急時の障害復旧方法に関する説明書